

飯塚市自然環境保全条例



自然環境保全条例って
どんな条例ですか？

森林の開発、岩石などの採取や土砂の埋立てなどをする事業者に対し、事業の届出と住民への説明会を義務付けるものです。

住民は、届出内容や説明会の内容を聴いて、事業者に意見を出すことができます。

事業者は、住民からの意見に対し、その見解を示すことにより事業者と住民とが合意形成を図ったうえで適正に事業を実施してもらうための条例です。



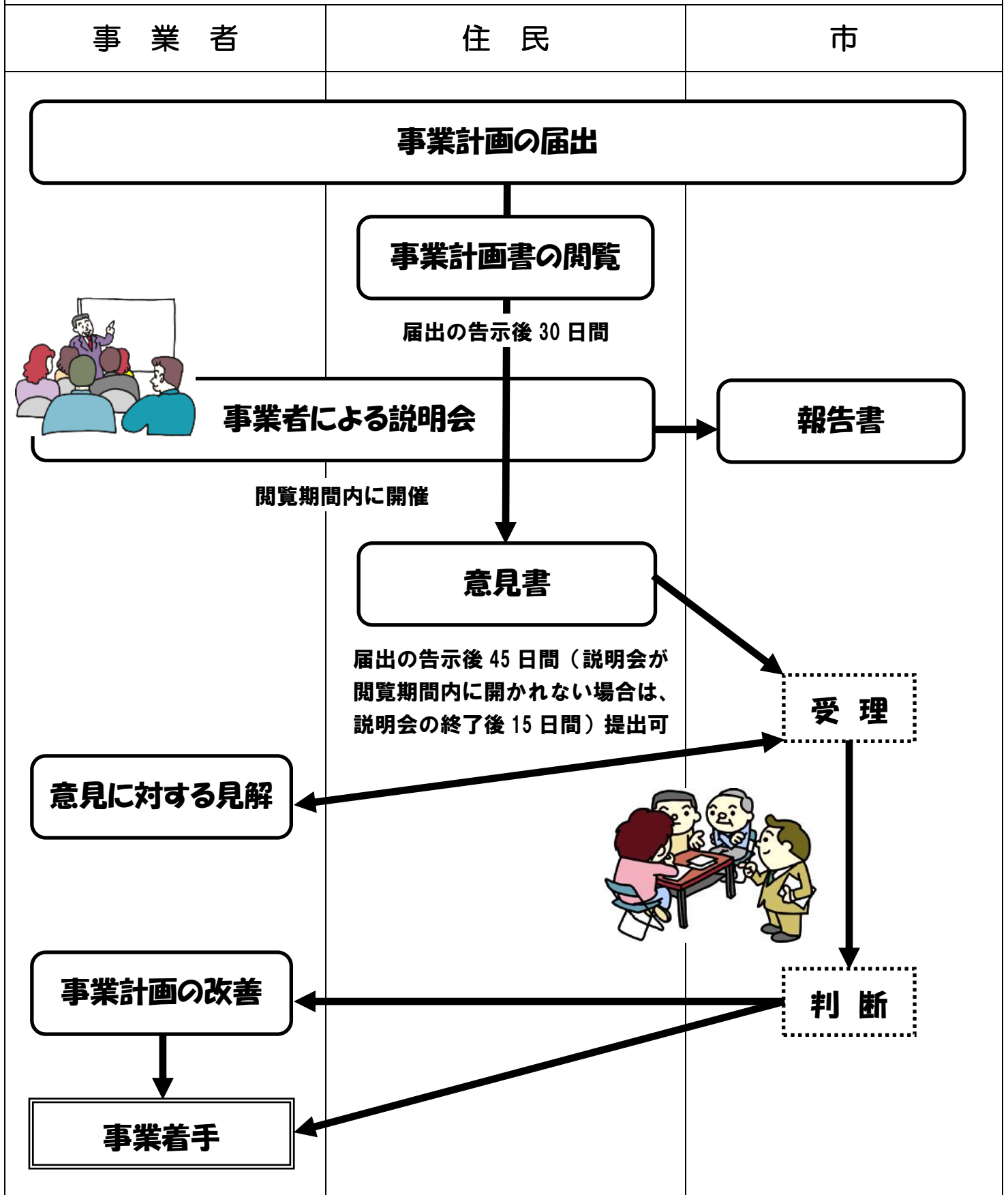
条例の対象事業

計画面積が $1,000 \text{ m}^2$ 以上で次に該当する事業

- ① 森林を開発する事業
- ② 岩石などを採取する事業
- ③ 土砂の埋立てをする事業
- ④ 廃棄物をたい積する事業
- ⑤ その他生活環境に影響を及ぼすおそれがある事業

ただし ・農地法に基づく申請が必要な事業
・都市計画法に基づく申請が必要な事業
・飯塚市開発指導要綱に基づく申請が必要な事業 を除く

条例手続きの流れ



< 問合せ先 >

飯塚市役所 市民環境部 環境整備課 環境衛生係
TEL 0948-22-5500